

環境省告示第四百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づき、物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数を次のように定め、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一各号二の規定に基づき、物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数は、次の表の中欄に掲げる物質にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物に製造過程において含まれる鉱物油にあつては一〇〇とする。

汚染分類	物質	係数
一 X類	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
	(3) アジピン酸ジメチル	一、〇〇〇

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超え	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであって沸点が	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	－ ウンデセン	ウンデシルアルコール	イソホロンジイソシアナート	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）	アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）
九十五度以上百二十度以下のものに限る。）										
－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○	－、 ○ ○ ○

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)		(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	るものに限る。)
ジフェニルエーテル	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	ジフェニル	ジニトロトルエン	自動車燃料用アンチノック剤(アルキル鉛を含むものに限る。)		ジクロロベンゼン	ジチオカルバミン酸アルキル(アルキル基の炭素数が七から十までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物(アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。)	ジクロロプロペン	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	シクロヘプタン	シクロドデカトリエン	ジイソプロピルベンゼン	
一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	二五、 〇 〇 〇		一、 〇 〇 〇	二五、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	一、 〇 〇 〇	

物質		二 Y 類
(4)	アクリル酸二ヒドロキシエチル	(61) 〇〇〇
(3)	アクリル酸二エチルヘキシル	(60) 〇〇〇
(2)	アクリル酸エチル	(59) 〇〇〇
(1)	アクリル酸	(58) 〇〇〇
		(57) 〇〇〇
		(56) 〇〇〇
		(55) 〇〇〇
		(54) 〇〇〇
		(53) 〇〇〇
		(61) 〇〇〇
		(60) 〇〇〇
		(59) 〇〇〇
		(58) 〇〇〇
		(57) 〇〇〇
		(56) 〇〇〇
		(55) 〇〇〇
		(54) 〇〇〇
		(53) 〇〇〇

-
- (17) アリルアルコール
- (16) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限定する。）
- (15) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) ニ アミノイソプロピルアルコール
- (13) 亜麻仁油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）
- (12) アニリン
- (11) アセトンシアノヒドリン
- (10) アジピン酸ジ エチルヘキシル
- (9) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (8) オール中に分散されたものに限る。）
 アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリ
- (7) アクリロニトリル
- (6) アクリル酸メチル
- (5) アクリル酸ブチル
-

—
〇〇

—

—

—

—

二五
〇〇

—

—

—

—

—

二五
二五

—

〇

-
- (18) 亜燐酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (19) アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (20) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (21) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (22) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもので及びその混合物に限る。）
- (23) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (24) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (25) アルキルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
-

—
○

—

—

—

—
○

—
○

—
○

—

-
- (26) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (27) 長鎖アルキルフェニルカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）
- (28) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (ロ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から
-

- (29) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (30) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (31) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
- (32) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (33) イソブレン
- (34) イソプロピルアミン

— 二五 —
— 〇 —
— 〇 —
—

(35)	イソプロピルエーテル	—
(36)	イソプロピルシクロヘキサン	—
(37)	イソホロン	—
(38)	イソホロンジアミン	—
(39)	イソ酪酸二・二・四	—
(40)	トリメチル	—
(41)	ヒドロキシペンチル	—
(42)	ウンデカン酸	—
(43)	エタノールアミン	—
(44)	エチリデンノルボルネン	—
(45)	エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。）	—
(46)	エチルシクロヘキサン	—
(47)	N エチルシクロヘキシルアミン	—
	エチルトルエン	○
	二 エチル 二（ヒドロキシメチル）プロパン 一・三 ジ	○
	オールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）	—

- (64) 塩化第二鉄溶液
- (65) 塩化ビニリデン
- (66) オクチルアルコール
- (67) オクチルアルデヒド
- (68) オクテン
- (69) オリーブ油（遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。）
- (70) オレイン酸
- (71) オレイン酸カリウム
- (72) オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (イ) オレフィン（炭素数が五から七まで及び十三以上のもの（ヘキセンを除く。）及びその混合物に限る。）
- (ロ) ヘキセン
- (73) 過酸化水素溶液（濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）

— 〇 — 〇 — — 〇 — 〇 — — 〇 — 〇 — 二五 —

(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	
一	ククロヒドリン（粗製のものに限る。）	ククロトルエン	ククロスルホン酸	ククロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）	ククロトンアルデヒド	クレゾール	魚油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）	ギ酸	量パーセントのものに限る。）	吉草酸及び酪酸二	吉草酸	キシレン	キシレノール
一	（四 ククロフェニル） 四・四 ジメチルペンタン 三	(ロ) メタククロトルエン							メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）	メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）			
一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	二五	〇	一	一	〇	〇	一	一	一	一	一	〇	〇

(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	
酢酸ノルマルプロピル	酢酸シクロヘキシル	酢酸二エトキシエチル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	こはく酸ジメチル	けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	のに限る。）	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	四クロロニメチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液	クロロホルム	クロロベンゼン	オン
—	—	二五	—	—	—	〇	〇	〇	二五	—	二五	〇	

(114)(113)(112)(111)(110)(109) (108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)(100)

酢酸ビニル

酢酸ブチル

酢酸ヘキシル

酢酸ヘプチル

酢酸ベンジル

酢酸ペンチル

酢酸三メトキシブチル

サリチル酸メチル

酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃

度が三十重量パーセント以下のものに限る。）

一・二 酸化ブチレン

酸化プロピレン

四塩化炭素

シクロヘキサノール

シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物

シクロヘキサン

〇 — — 二五 二五 二五 二五 二五 〇 — 〇 〇 〇 — 二五

(115)	シクロヘキシルアミン	—
(116)	一・三 シクロペンタジエン二量体	—
(117)	シクロペンタン	—
(118)	シクロペンテン	—
(119)	直鎖脂肪酸の二 エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	—
(120)	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	— 〇〇
(121)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	— 〇
(122)	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルアルコールであって重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	— 〇〇

(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	
硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸	硝酸	パラシメン	十二までのもの及びその混合物に限る。	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
—	—	—	—	—	—	—	
	○	○	○	○		○	
			○	○		○	

(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)
三・四	ジクロロ	一・二	ジクロロエタン	二・四	ジオキサ	ジエチル	ベンゼン	ジエチル	アミン	ジエチル	アミノエタノール	ジエチル	アミン
一	〇	二	五	一	〇	一	〇	二	五	一	〇	一	〇
〇	〇	五	五	—	〇	—	〇	五	—	〇	—	〇	〇
												次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）

(157)	(156)	(155)	(154)	(153)	(152)	(151)	(150)	(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	
ジメチルジスルフィド	N・N ジメチルシクロヘキシルアミン	ジメチルオクタン酸	ジメチルエタノールアミン	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）			ジペンテン	ジプロピルチオカルバミン酸S	エチル	ジプロモメタン	一・二 ジプロモエタン	ジブチルアミン	ジノルマルプロピルアミン	ジブチルアミン
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

- (158)(159)(160) ジメチルホルムアミド
- (159)(160) ジメチルポリシロキサン
- (160)(161)(162)(163) 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限り。）
- (161)(162)(163) 水酸化カリウム溶液
- (162)(163) 水酸化ナトリウム溶液
- (163)(164)(165)(166) 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント以下のものに限り。）の混合溶液
- (164)(165)(166) スルホラン
- (165)(166) タロー（遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。）
- (166)(167) 大豆油（遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）
- (167) チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限り。）
- (168) チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限り。）

—

—

—

—

—

—

—

—

二五

—

二五

(183)(182)(181)(180)(179)(178)(177)(176) (175)(174)(173)(172)(171)(170)(169)

トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・一	トリオキサン	一・三・五	トリエチレントトラミン	一・三・五	トリエチルアミン	一・三・五	桐油（遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。）	一	トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）	一	酢酸グリシジル	一	トリエチルアミン	一	トリエチレントトラミン	一	テトラエチレンペンタミン	一	テトラクロロエタン	一	テトラクロロエチレン	一	テトラヒドロナフタレン	一	デカヒドロナフタレン	一	デシルアルコール	一	とうもろこし油（遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。）	一
-----------	-------	----------	-------	--------	-------	-------------	-------	----------	-------	-------------------------------	---	----------------------	---	---------	---	----------	---	-------------	---	--------------	---	-----------	---	------------	---	-------------	---	------------	---	----------	---	----------------------------------	---

二五 一 一 二五 〇 〇 〇 一 一 〇 〇 〇 二五 二五 〇

(198)(197) (196)(195)(194)(193)(192)(191)(190)(189)(188)(187)(186)(185)(184)

ニトロエタン	ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液	満のものに限る。	菜種油（低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント未	ドデシルキシレン	ドデシルアルコール	ドデカン	トルエンジイソシアナート	トルエンジアミン	トルエン	オルトトルイジン	トリメチル酢酸	トリデカン酸	トリデカン	一・二・三 トリクロロプロパン	一・一・二 トリクロロ	一・二・二 トリフルオロエタン
--------	------------------	----------	------------------------------	----------	-----------	------	--------------	----------	------	----------	---------	--------	-------	-----------------	-------------	-----------------

— 二五 — — 〇〇 — 二五 二五 二五 〇〇 — 〇 — 二五 一〇

(209)(208)(207)(206)(205)(204)(203)(202)(201)(200)

(199)

- ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）
- (イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）
- (ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十重量パーセントのものに限る。）
- オルトニトロフェノール
- 一 ニトロプロパン
- 二 ニトロプロパン
- ニトロベンゼン
- 尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液
- 二硫化炭素
- ネオデカン酸
- ネオデカン酸ビニル
- ノナン酸
- ノニルアルコール

一
〇

—

一
〇

—

二
五

一
〇

二
五

二
五

二
五

一
〇

—

二
五

(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)	(211)	(210)	
	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	パーム油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パームステアリン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パーム核油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パームオレイン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	バレルアルデヒド	発煙硫酸	廃硫酸	ノルマルヘキササン酸	ノルマルプロピルアルコール	ノルマルブチルアミン	ノルマルブチルエーテル	ノネン
—	—	—	—	—	—	〇	二五	二五	—	二五	—	—	〇

(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	。	(226)	(225)	(224)	(223)
フタル酸ジエチル	フタル酸ジウンデシル	フタル酸ジイソオクチル	フェノールのスルホン酸アルキルエステル	フェノール	フェニル	キシリルエタン	ピリジン	ビニルトルエン	ビス(ニクロロエチル)エーテル	ビス(ニクロロイソプロピル)エーテル	ひまわり油(遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る)	ひまし油(遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る)	△塩溶液	パラフィンワックス
—	—	—	—	○	—	○	—	二五	二五	—	—	—	二五	—

(266)(265)(264)(263) 、 (262)(261)(260)(259)(258)(257)(256)(255)(254) (253)

- 一 ナフタレンの混合物
- 一 ヘキサデシルナフタレン及び一・四 ビス(ヘキサデシル
- ヘキサメチレンイミン
- ヘキサメチレンジアミン及びその溶液
- ヘキサメチレンジイソシアナート
- ヘキサン
- 一・六 ヘキサンジオール(蒸留物に限る。)
- ヘキシルアルコール(メチルペンチルアルコールを除く。)
- ヘプチルアルコール
- ベンジルアルコール
- ベンゼン(濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み
前号に掲げる物質を含むものを除く。)
- ベンゼントリカルボン酸トリオクチル
- ペンタクロロエタン
- 一・三 ペンタジエン
- ペンタン

一
〇 — 二五 — 二五 — — — — 一〇〇 — 二五 — —

- (267) 飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (268) ホスホン酸水素ジブチル
- (269) ホスホン酸水素ジメチル
- (270) ホルムアミド
- (271) ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のも
のに限る。）
- (272) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十
二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (273) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限
る。）
- (274) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十
四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (275) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭
素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (276) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィ
ン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に

—

—

—

—

—

二
五

二
五

—

—

—

-
- 限る。)
- (277) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (278) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (279) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (280) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (281) ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (282) ポリシロキサン
- (283) ポリ硫酸第二鉄溶液
- (284) 無水フタル酸
- (285) 無水プロピオン酸
- (286) 無水ポリオレフィン
-

(298)	(297)	(296)	(295)	(294)	(293)	(292)	(291)	(290)	(289)	(288)	(287)
メタクリロニトリル	メタクリル樹脂の一・二	メタクリル酸メチル	メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)	共重合体の混合物	メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。)	及びエチレン	プロピレン	メタクリル酸エチル	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物	メタクリル酸ノニル	メタクリル酸及びメタクリル酸ブチルの混合物
—	二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(312)	(311)	(310)	(309)	(308)	(307)	(306)	(305)	(304)	(303)	(302)	(301)	(300)	(299)
													メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに 限る。）
													メチルアルコール
													二 メチル 六 エチルアニリン
													二 メチル 五 エチルピリジン
													メチルシクロヘキサン
													メチルシクロペンタジエン二量体
													メチルジエタノールアミン
													アルファメチルスチレン
													三 （メチルチオ）プロピオンアルデヒド
													N メチル 二 ピロリドン
													メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く。）
													メチルブテノール
													綿実油（遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。）
													モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十
													のものに限る。）

一 〇 一 一 二五 二五 二五 二五 一 一 一 一 二五 二五

(324)	(323)	(322)	(321)	(320)	(319)	(318)	(317)	(316)	(315)	(314)	(313)
限る。)	硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液	硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）	落花生油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）	ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸	ラード（遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。）	やし油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	モルホリン

—
○

—
○

—
二五

—

—

—
○○
○

—

—

—

—

—

—

